

大江都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成16年5月

京都府

《目 次》

| | | |
|---|-------------------|-----------|
| 1 | 都市計画の目標 | ・ ・ ・ ・ 1 |
| 2 | 区域区分の有無及び方針 | ・ ・ ・ ・ 2 |
| 3 | 土地利用の方針 | ・ ・ ・ ・ 3 |
| 4 | 都市施設の方針 | ・ ・ ・ ・ 4 |
| 5 | 市街地開発事業の方針 | ・ ・ ・ ・ 7 |
| 6 | 自然環境の整備又は保全に関する方針 | ・ ・ ・ ・ 8 |
| 付 | 図 | |

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

本区域は、広域的には舞鶴市、宮津市、綾部市、福知山市などの隣接都市と生活圏の広域化により、居住機能や広域レクリエーション機能をもつ田園都市として発展してきており、北近畿交流都市圏の一翼を担う個性的な交流都市である。こうした中、近年、京都縦貫自動車道や北近畿タンゴ鉄道等の広域交通網の整備が進み、大都市との交流促進や生活環境の改善が図られてきている。また、由良川や大江山の鬼伝説などの豊かな自然や歴史的・文化的な地域資源を活かした個性的な都市づくりが行われており、立地特性を活かした都市づくりが期待される。

将来の都市づくりにおいては環日本海時代の北近畿交流都市圏の中核的都市として、自然環境及び農業的土地利用との整合を図り計画的・合理的な土地利用の実現と効果的な都市基盤整備により秩序ある都市の形成を進めるとともに、次の基本理念に基づき都市づくりを図る。

中心市街地の賑わいと活力のある都市づくり

他都市地域との広域的な連携と交流を推進する都市づくり

地域特性や地域資源を活かした個性のある都市づくり

環境への負荷の低減を図る環境にやさしい都市づくり

都市基盤等これまでに培ってきた成果を活かした都市づくり

だれもが安心・安全で健やかに暮らすことができる良好な住宅・住環境がある都市づくり

住民、民間、行政等の協働による魅力ある地域社会を実現する都市づくり

自然及び歴史的環境の保全・活用や美しい田園景観のある都市づくり

(2) 区域の将来像

本区域は、区域の中心に由良川が貫流しており、その沿川を中心に平地部が広がり、国道175号沿いの市街地とその周辺に広がる農地及びその周囲を取り囲む緑豊かな山々により形成されている。

市街地は、自然や文化、歴史などの地域資源を活かした生活・交流拠点として発展してきたが、少子高齢化等の社会構造の変化に伴う人口減等により、都市活力が低下している。

今後は、広域交通網の整備を活かした隣接する都市との連携強化や大都市との交流促進を図るため、都市基盤整備等を進める必要がある。

さらに、区域の重要な課題である由良川等の治水対策、防災対策の促進及び既成市街地の居住環境の改善により安心して安全な人にやさしいまちづくりを進める必要がある。

本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおりとする。

魅力と豊かな生活環境がある都市

区域の特性である豊かな自然環境や広域交通網を活かして、大都市圏との交流拠点形成を図るため、土地区画整理事業などの都市基盤整備により、魅力と豊かな生活環境がある都市の創造を目指す。

地域資源を活かした個性ある都市

地理的に恵まれ鬼伝説で名高い大江山、豊かな恵みをもたらす由良川などの地域資源が豊かである。それらの個性的な地域資源を住民と共に再発見・活用し、交流機能の向上や交流拠点の区域内連携を図り、個性的で魅力的な交流都市を目指す。

安心・安全で災害に強い都市

由良川改修などの治水対策の整備と内水対策、土砂災害対策等を積極的に進める。

また、都市災害を防止するための道路、公園及び下水道等の都市基盤の改善などの総合的な防災対策を推進することによりだれもが安心・安全に暮らせる都市づくりを目指す。

2 区域区分の有無及び方針

本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、その理由は次のとおり。

- ・人口、産業規模等の都市的集積度は小さく、また、市街地は区域内の各地に分散して形成されていることから、それぞれの地域の実情に応じた土地利用規制及び都市基盤整備が必要である。
- ・市街地周辺部の農地及び山林等の良好な自然環境については、関係法令との適正な連携により保全を図る。

3 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

業務地（官公庁施設）

河守地区を本区域における中心業務地とし、土地区画整理事業による計画的・先行的な基盤整備の推進により、役場や一般業務施設の配置を図る。

商業地

河守地区は、魅力ある中心商業地として、行政サービス機能と併せて生活関連サービス機能の充実を図る。

また、国道175号沿いは、基礎的な生活サービス機能の提供できる場の形成を図るため商業機能の充実を図る。

工業地

京都縦貫自動車道の整備により京阪神地域へのアクセスが容易となったことによりその立地条件を活かした環境にやさしい工業地の配置を検討する。

住宅地

公庄、波美地区の定住体験滞在施設や二俣地区の公共住宅の活用を図るとともに、河守地区、夏間地区に住宅地の配置を図る。

(2) 特に配慮すべき土地利用の方針

居住環境の改善又は維持に関する方針

公共施設の整備が必要な地域については、道路・公園等の整備を推進し、防災性能の向上をはじめとする居住環境の改善を図る。

優良な農地との健全な調和に関する方針

由良川流域地区は、農業振興地域として種々の農業公共投資が行われてきた。これらの農業振興地域の農用地区域は、今後とも集団の優良農地等として、その保全に努める。また、農業基盤整備の推進を図る。

災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

由良川・宮川沿いに広がる農地を、防災の観点から保全し、森林は、保水機能を有する緑地として管理するとともに、防災的見地から開発を抑制するなど保全に努める。

都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

岩戸山をはじめとする大江山連峰等の豊かな自然環境と歴史的景観の保全と活用を図るため、地域制緑地の指定等による保全を検討する。

4 都市施設の方針

(1) 交通施設

基本方針

魅力と豊かな生活環境がある都市を目指し、多様なニーズに対応できる都市基盤整備として国道175号等の整備を進める。

地域資源を活かした個性的な都市を目指して、自然、文化、観光拠点へのアクセス道路として府道綾部大江宮津線等の整備を進める。

安心、安全で災害に強い都市を目指し、交通結節点である駅前広場等の整備を進めるとともに、道路の持つ機能を最大限に発揮し、安全で快適な道路空間を創り出す。

また、鉄道駅等と各拠点施設との歩行者、自転車のネットワークの強化を図るとともに、道路の整備に当たっては、道路が優れた都市景観の形成や地域の防災性の向上に果たす役割についても十分に配慮するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障害のある人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

整備水準の目標

ア 道路

都市計画道路のうち幹線街路(2.0km)について、

平成27年には、整備率 約30%を目標に整備を進める。

幹線街路の整備目標

| | 平成12年実績 | 平成27年整備目標 |
|-----|---------|-----------|
| 整備率 | - | 約30% |

整備方針

ア 道路

幹線道路としては、国道175号、府道綾部大江宮津線、府道舞鶴福知山線の整備を図る。

交通結節点である駅前広場については、北近畿タンゴ鉄道大江駅において整備を図る。

イ 鉄道

北近畿タンゴ鉄道については、関係市町との連携により利用促進に努めるとともに、施設の近代化の促進を図る。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業(施行中のものを含む。)は、次のとおりとする。

ア 道路

| 事業名 | 路線名 |
|--------------------|---------------------------|
| 道路事業 又は 街路事業 | 国道175号、府道綾部大江宮津線、府道舞鶴福知山線 |

(2) 下水道

基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、都市計画への位置付けについても今後検討していくこととする。

本区域においては生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る観点から、大江町生活処理排水基本計画に基づき下水道の整備を図る。

なお、汚水処理施設を効率的に整備するため、集落排水施設や浄化槽による整備との調整を図り、最適な整備手法を選定する。

整備水準の目標

排水区域約145ha、計画汚水量約2,000m³/日（日最大）を目途に整備を進め、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図る。

汚水処理に係る整備目標

| | 平成12年実績 | 平成27年整備目標 |
|-----|---------|-----------|
| 普及率 | 81% | 100% |

*普及率：下水道整備区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

整備方針

大江中部浄化センターの整備と特定環境保全公共下水道の計画処理区域内の早期整備を目指す。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

| 種別 | 事業名 | 事業箇所 | |
|-------------|-------------------|------|---------|
| 下水道 (汚水) | 特定環境保全公共 下水道事業 | 大江町 | 大江中部処理区 |

(3) 河川

基本方針

災害に強く環境に配慮したまちづくりを進める観点から、既成市街地の浸水防止を基本に都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。具体的には、流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。

併せて、河川環境の整備と保全に努める。

整備水準の目標

時間雨量50mm相当の降雨に対する治水上の安全を確保することを目標に、既成市街地及び既存集落の浸水防止上、重要な河川を中心に整備を図るとともに、河川改修に合わせた流出抑制対策を講じる。ただし、由良川直轄区間では、昭和57年8月の台風10号規模の降雨に対して災害発生の防止や軽減を図ることを目標としている。

また、併せて河川環境の整備と保全を図る。

整備方針

本区域は、由良川が地区の中心部を流下しており、地区内の河川がこれに流入している。河川改修については河道整備の促進を図り、「あしぎぬりバー構想」に基づく由良川の築堤を進めるとともに、流域のもつ保水機能の維持、確保を図り、総合的な治水対策を進める。

また、水辺は貴重な水と緑の空間として地域社会に潤いを与えるとともに、まちの景観形成や余暇の有効利用などにおいて貴重な役割を果たしているため、親水性に配慮した河川整備事業等により、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を進める。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

| 種 別 | 事 業 名 | 事 業 箇 所 |
|-----|--------|-------------|
| 河 川 | 河川改修事業 | 一級河川 由良川、宮川 |

(4) その他の都市施設

基本方針

豊かな自然あふれる都市づくりをめざし、自然・生活環境の保全・整備を図るため、住民や事業者との連携の下、ごみの減量・リサイクルを推進することを基本とするとともに、新たな環境指針に対応した、既存施設の機能向上について検討していく。

また、本格的な少子化を迎える中で、教育環境の充実を図るとともに、高齢化社会にも対応した、既存教育施設の多機能化等についても検討を行う。

整備方針

ア ごみ処理施設

現在ある施設について、リサイクル・環境負荷の少ない処理方式等の機能の維持・増進を図りつつ、処理の広域化を課題とした検討を行う。

イ 学校

少子化社会における教育施設の在り方について、その方向性について統廃合を含めた検討を行うとともに、高齢化に対応した、多様な世代が利用できるよう、施設の多機能化についても検討する。

5 市街地開発事業の方針

(1) 基本方針

本区域は、北近畿タンゴ鉄道や京都縦貫自動車道の整備により京阪神大都市圏との時間距離が大幅に短縮され、京都府北部の産業拠点である福知山市・舞鶴市に隣接することから、その位置的ポテンシャルを活かし、豊かな自然を実感できる、市街地の形成に努める。

特に、鉄道駅周辺について、土地区画整理事業等の面的整備事業により土地利用の転換、都市機能の強化を図り、既成市街地との一体的なまちづくりを進め、防災性の高い、安心・安全な市街地への更新を促進し、大江山の鬼伝説、由良川等の優れた自然環境を活かした個性的なまちづくりを推進する。

(2) 整備方針

市街化進行地域

由良川改修の整備による治水安全度の向上に併せ、鉄道駅周辺において、公共・公益施設の整備と合わせた土地利用転換を図るため、土地区画整理事業を推進し、地区計画等の活用により良好な市街地の形成を図る。

既成市街地

鉄道駅周辺の市街化進行地域と一体的な土地区画整理事業による都市基盤施設の整備を進め、市街地の安全及び利便性を確保し、木造建物の密集地域については、道路、公園等の公共施設の整備を推進し、防災性の改善を図り安心して安全なまちづくりを推進する。

(3) 市街地整備の目標

おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

| 事業名 | 地区名 |
|-----------|------|
| 土地区画整理事業等 | 河守地区 |

6 自然環境の整備又は保全に関する方針

(1) 基本方針

水辺やみどりの空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうまいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水とみどりの役割を基本としながら、古い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水とみどり、京都らしい風景を生み出す水とみどりの保全と創出にも留意し、また、地球環境問題や少子化・高齢化問題への対応といった視点も踏まえ、次の5つの観点に基づき、水とみどりの保全と創出によるうまいあるまちづくりを目指す。

- ・ ことろとからだをはぐくむみどりの保全と創出
- ・ やすらぎとうまいを感じるみどりの保全と創出
- ・ いきものを守り育てるみどりの保全と創出
- ・ 暮らしを守るみどりの保全と創出
- ・ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

特に地域特性を考慮し、「由良川等の快適な親水空間の創出と、みどり豊かな都市景観の形成」を目指して水とみどりの施策を推進する。

緑地の確保目標面積

| | | |
|----------------------|----------------|-----|
| 緑地の確保目標面積 (平成27年) | 都市計画区域面積に対する割合 | |
| | 緑地確保目標面積 | 割合 |
| | 約170ha | 約5% |

都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

| | 平成12年実績 | 平成27年整備目標 |
|-----------|------------------------|--------------------------|
| 都市計画区域人口 | 約51.7m ² /人 | 約53.5m ² /人 |
| 1人当たり整備面積 | (約0m ² /人) | (約25.3m ² /人) |

* ()は都市公園法で規定する都市公園

(2) 主要な緑地の配置方針

ア ことろとからだをはぐくむみどりの保全と創出

身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水とみどりの拠点をつくる。

市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水とみどりを保全し、自然に親しめる施設の整備を進める。

スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる公園等を整備する。

自然公園等の指定により、良好な自然環境の保全を図るとともに、園地等利用拠点の整備を進める。

近畿自然歩道等の自然歩道のネットワークを形成する。

イ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出

うるおいのある風景を形成する森林や河川等水とみどりの自然景観を保全する。

市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となるみどりを保全する。

鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなるみどりを保全する。

都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、みどりのシンボルを形成する。

公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等民有地の緑化を進め、みどり豊かなうるおいのある都市景観を形成する。

ウ いきものを守り育てるみどりの保全と創出

水とみどりの骨格となる、森林、河川等、多様な自然環境の保全を図る。

貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。

市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。

市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。

森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

エ くらしを守るみどりの保全と創出

地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。

公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等民有地の緑化を進め、みどりやオープンスペースの特性を活かした災害に強い街づくりを進める。

市街地、集落周辺の急斜面の樹林地等みどりの保全を図る。

市街地内の河川、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水とみどりを保全する。

オ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなすみどりや、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。

渓谷、清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水とみどりを保全する。

新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水とみどりの景観を創出する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

人と水とみどりの共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となるみどりの保全と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水とみどりの保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する。

- ・自然環境、自然景観を保全する。
- ・都市の緑化を推進する。
- ・水と緑のネットワークを形成する。

公園緑地の配置方針の概要

| 種類 | 種別 | 配置方針の概要 |
|--------|------|-------------------------------------|
| 住区基幹公園 | 街区公園 | 街区内に居住する者が容易に利用できるように、約0.3haの整備を図る。 |
| | 地区公園 | 徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように、約5haの整備を図る。 |
| 緑地 | | 市街地付近において、由良川、宮川の河川敷を利用した緑地の整備を図る。 |
| その他 | | 歴史的資源を活用したみどりの拠点の整備を図る。 |

地域制緑地の指定方針の概要

| 地区の種類 | 指定方針の概要 |
|-------|---|
| 自然公園 | 大江山連峰地区において自然公園の指定を検討するとともに、法規制の適切な運用により周辺地域も含めた自然環境の保全を図る。 |

(4) 主要な緑地の確保目標

今後おおむね10年以内に決定することを予定する地域地区及び整備することを予定する公園等は、次のとおりとする。

| 種別 | 名称等 |
|-------|---------------------------|
| 施設緑地 | 都市緑地 桜つつみ右岸緑地、桜つつみ左岸緑地 |
| 地域制緑地 | 自然公園 大江山連峰地区 |